

①介護予防・生活支援サービス事業

『介護予防・生活支援サービス事業』は、利用される方の状態に応じて、食事や入浴、排せつの手伝いなどの身体介護、掃除や洗濯、調理などの生活援助、機能訓練などを提供するものです。

4月から、「身体介助は不要だが生活援助はしてもらいたい」といった需要に応えられるよう、利用者のご自宅で生活援助のみを行う『訪問型サービスA』など、新たに3つのサービスを追加します。

◎まずはケアプランを作成

地域包括支援センターの職員などに相談し、利用するサービスの内容や回数など、サービスの利用に関する計画書（ケアプラン）を作成します。



◎ケアプランに基づき、介護予防や生活援助を利用

介護予防・生活支援サービス事業	現行サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護相当サービス…ご自宅での食事や入浴、排せつの手伝いなどの身体介護、掃除や洗濯、調理などの生活援助。 ・介護予防通所介護相当サービス…介護施設での食事や入浴などの介助、機能訓練などの介護予防。
	4月から追加	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービスA…ご自宅での掃除や洗濯、調理などの生活援助。介護予防訪問介護相当サービスの自己負担額の9割程度で利用可能。 ・通所型サービスA…介護施設での体操やレクリエーションなどの介護予防、入浴など。介護予防通所介護相当サービスの自己負担額の9割程度で利用可能。 ・通所型サービスB…民間団体や事業所が主体となった体操やレクリエーション、交流などの介護予防。自己負担額は、サービスを提供する民間団体や事業所ごとに異なる。

～自己負担額の目安（1割負担の場合）～

◆訪問型サービス

	週1回の利用	週2回の利用
介護予防訪問介護相当サービス	月額1,355円	月額2,682円
訪問型サービスA	月額1,127円	月額2,253円

◆通所型サービス

	週1回の利用 (要支援1の方)	週2回の利用 (要支援2の方)
介護予防通所介護相当サービス	月額2,064円	月額3,866円
通所型サービスA	月額1,814円	月額3,483円

※自己負担額は目安であり、事業所の体制などにより異なります。

※介護予防訪問介護相当サービスと介護予防通所介護相当サービスの自己負担額は毎月、定額ですが、訪問型サービスAと通所型サービスAは、使わない日があった場合、その日数に応じてその月の自己負担額が下がります。

※自己負担割合は、所得に応じて1割または2割ですが、制度改正により、8月から、所得が一定額以上の方は3割負担となります。